岩手県告示第30号

建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)第28条第3項の規定に基づき、次のとおり営業の停止を命じた。 平成20年1月18日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1(1) 処分をした年月日 平成20年1月11日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア(ア) 商号又は名称 有限会社小松組
 - (イ) 主たる営業所の所在地 上閉伊郡大槌町末広町5番3号
 - (ウ) 代表者の氏名 小松志知子
 - (工) 許可番号 岩手県知事許可 (般-16) 第 110004 号
 - イ(ア) 商号又は名称 有限会社佐野屋水道土木
 - (イ) 主たる営業所の所在地 上閉伊郡大槌町小鎚第21地割145番地
 - (ウ) 代表者の氏名 臼澤好志
 - (工) 許可番号 岩手県知事許可(般-18) 第 110018 号
 - ウ(ア) 商号又は名称 株式会社藤原組
 - (イ) 主たる営業所の所在地 上閉伊郡大槌町小鎚第11地割76番地
 - (ウ) 代表者の氏名 藤原哲男
 - (工) 許可番号 岩手県知事許可(般-17)第6187号
 - エ(ア) 商号又は名称 有限会社まるたに商事
 - (イ) 主たる営業所の所在地 上閉伊郡大槌町上町2番12号
 - (ウ) 代表者の氏名 谷澤俊宏
 - (工) 許可番号 岩手県知事許可(般-18) 第9472号
 - オ(ア) 商号又は名称 株式会社山千
 - (イ) 主たる営業所の所在地 上閉伊郡大槌町大槌第12地割65番地
 - (ウ) 代表者の氏名 山﨑均
 - (工) 許可番号 岩手県知事許可(般-17)第4991号
 - カ(ア) 商号又は名称 有限会社山巳建設
 - (イ) 主たる営業所の所在地 上閉伊郡大槌町栄町14番8号
 - (ウ) 代表者の氏名 山﨑シヅコ
 - (工) 許可番号 岩手県知事許可(般-17)第5109号
 - (3) 処分の内容 営業の一部の停止命令
 - ア 停止を命ずる営業の範囲 土木工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの又は民間工事であって補助金等の交付を 受けているもの
 - イ 期間 平成20年1月21日から同年4月19日までの90日間
 - (4) 処分の原因となった事実
 - (2)に掲げる者の代表が、その業務に関し、平成19年11月15日に談合の罪により、釜石簡易裁判所から罰金の略式命令を受け、同年12月1日に同命令が確定しており、このことが法第28条第1項第2号及び第3号に該当する。
- 2(1) 処分をした年月日 平成20年1月11日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア(ア) 商号又は名称 有限会社岩間建設工業
 - (イ) 主たる営業所の所在地 上閉伊郡大槌町安渡一丁目6番3号

- (ウ) 代表者の氏名 岩間亮二郎
- (工) 許可番号 岩手県知事許可 (般-19) 第 5892 号
- イ(ア) 商号又は名称 有限会社富士水道土木
 - (イ) 主たる営業所の所在地 上閉伊郡大槌町末広町 4番 29号
 - (ウ) 代表者の氏名 岩間佳惠子
 - (工) 許可番号 岩手県知事許可(般-16)第3404号
- ウ(ア) 商号又は名称 三浦設備株式会社
 - (イ) 主たる営業所の所在地 釜石市大字平田第2地割64番地8
 - (ウ) 代表者の氏名 三浦哲
 - (エ) 許可番号 岩手県知事許可(般・特-17)第2002号
- エ(ア) 商号又は名称 有限会社八幡組
 - (イ) 主たる営業所の所在地 上閉伊郡大槌町小鎚第3地割14番地
 - (ウ) 代表者の氏名 八幡清正
 - (工) 許可番号 岩手県知事許可(般-18) 第9565号
- (3) 処分の内容 営業の一部の停止命令
 - ア 停止を命ずる営業の範囲 土木工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの又は民間工事であって補助金等の交付を 受けているもの
 - イ 期間 平成20年1月21日から同年3月20日までの60日間
- (4) 処分の原因となった事実
 - (2)に掲げる者の役員が、その業務に関し、平成19年11月15日に談合の罪により、釜石簡易裁判所から罰金の略式命令を受け、同年12月1日に同命令が確定しており、このことが法第28条第1項第2号及び第3号に該当する。
- 3(1) 処分をした年月日 平成20年1月11日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア(ア) 商号又は名称 有限会社荒屋タイル店
 - (イ) 主たる営業所の所在地 上閉伊郡大槌町大町7番17号
 - (ウ) 代表者の氏名 荒屋光郎
 - (工) 許可番号 岩手県知事許可(般-19) 第5929 号
 - イ(ア) 商号又は名称 株式会社松橋鉄建
 - (イ) 主たる営業所の所在地 上閉伊郡大槌町吉里吉里第2地割10番地35
 - (ウ) 代表者の氏名 松橋博久
 - (エ) 許可番号 岩手県知事許可(般・特-17) 第584号
 - (3) 処分の内容 営業の一部の停止命令
 - ア 停止を命ずる営業の範囲 土木工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの又は民間工事であって補助金等の交付を 受けているもの
 - イ 期間 平成20年1月21日から同年2月19日までの30日間
 - (4) 処分の原因となった事実
 - (2)に掲げる者の職員が、その業務に関し、平成19年11月15日に談合の罪により、釜石簡易裁判所から罰金の略式命令を受け、同年12月1日に同命令が確定しており、このことが法第28条第1項第2号及び第3号に該当する。